

令和4年1月19日

法人代表者様

関係施設 施設長様

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者待機期間について（事務連絡）

日頃から、本市障害者福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

また、各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

この度、厚生労働省からオミクロン株の患者の濃厚接触者については、現時点までに得られた潜伏期間に関する科学的知見に基づき、濃厚接触者の待機期間を最終曝露日（陽性者との接触等）から原則10日間とする旨通知がありましたのでご確認ください。

なお、厚生労働省から1月14日付けて別途通知が発出されています。そちらの内容もご確認ください、それぞれ必要な対応をお願いいたします。

これらの情報は本市ホームページにも掲載していますので、常に最新の情報をご確認いただき、施設・事業所において感染が確認された場合に備え、あらかじめ必要な対応を想定し準備を行っていただくとともに、感染が確認された場合は、保健所の指示に従い速やかに感染拡大防止のための行動をお願いいたします。

・厚生労働省事務連絡（令和4年1月5日 令和4年1月14日一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000881571.pdf>

担当：

○日中活動系サービス（通所）・障害者支援施設

障害施設サービス課施設等運営支援係

○共同生活援助（グループホーム）

障害施設サービス課共同生活援助担当

○障害者地域活動ホーム、多機能型拠点、精神障害者生活支援センター

障害者地域活動支援センター、短期入所

障害施設サービス課地域支援施設係

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、入浴サービス、移動支援

障害自立支援課居宅サービス担当

○指定特定相談 ・ 指定一般相談 ・ 自立生活援助

自立生活アシスタント、基幹相談支援センター、後見的支援制度

障害施策推進課相談支援推進係

【参考】

Q 1 1月14日付の国の通知では10日から6日（7日）となっているが、いつから待機短縮となるか

A 1 濃厚接触者の待機期間は原則10日間となります。そのうえで、国通知発出日である1月14日以降、条件を満たす方が待機短縮の対象です。

国通知では、短縮の前提として各事業者が必要性を判断することとしています。

「待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行うものとする。」

- (1) 社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要な場合に行うこと。
- (2) 無症状であり、核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
- (3) 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日（陽性者との接触等）から6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目にそれぞれ行うこと。
- (4) いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。
- (5) 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。』（国通知抜粋）

Q 2 事業所職員はすべて対象となるか。（支援職員以外も対象か）

A 2 国の通知（上記1）に該当することを確認のうえ、事業所として事業継続上必要と認められ、その意義を十分に説明できれば可能です。

Q 3 市から検査費用の補助はあるのか

A 3 国通知の通り、検査は事業所の負担（自費検査）により行ってください。
市から検査費用の補助はありません。